

令和4年矢板市議会定例会

第386回随時会議

報告事項説明書

令和5年4月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

令和4年矢板市議会定例会第386回随時会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号 市長の専決処分事項報告については、専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例、専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例及び専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、それぞれ条例の一部を改正しましたので、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第4号 市長の専決処分事項報告については、令和5年1月28日、栃木県矢板市扇町二丁目1519番4地先の認定外道路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を245,492円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋) 省 略